

仕 様 書

1 業務名

太田川流域下水道東部浄化センター外1か所沈砂・しさを搬出処理業務

2 業務場所

広島市南区向洋沖町1番1号 太田川東部浄化センター
安芸郡熊野町出来庭三丁目8番33号 熊野中継ポンプ場

3 業務期間

令和7年4月1日から令和9年3月31日まで

4 業務目的

本業務は、太田川流域下水道東部浄化センター及び熊野中継ポンプ場（以下「センター」という。）から発生する沈砂・しさの処理を行うことにより、下水処理業務の円滑な実施を図り、環境の保全及び衛生の向上を図ることを目的とする。

5 業務内容

(1) 本業務は、センターの沈砂・しさを廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づき、適正に、積込み、運搬・搬出を行い、中間処理施設で焼却処理を行うものとする。又、その後最終処分場に搬入すること。

運搬車両は4トン車程度とし、沈砂・しさの年間搬出予定数量は東部浄化センター550トン、熊野中継ポンプ場1.0トンである。ただし、沈砂・しさの予定数量は、下水流入水量その他施設の維持管理状況の事由により増減することがある。

(2) 受注者は、天蓋付水密構造で、積載物が荷台から落下せず、臭気等が漏洩しない構造の車両を使用し、関係法令に基づき適正かつ安全に収集運搬を行うものとする。又、発注者が必要と認めた場合、搬出車両天蓋へのシート等による臭気対策を講ずるものとする。

(3) 沈砂・しさの積込み場所は別図のとおりとし、発注者が受注者の天蓋付水密車両に直接積み込む。各積込み場所の貯留状況は次のとおりである。

ア 太田川流域下水道東部浄化センター

I系沈砂	電動カットゲート式貯留ホッパ	容量	4立方メートル
I系しさ	電動カットゲート式貯留ホッパ	容量	4立方メートル
I系スカム	電動カットゲート式貯留ホッパ	容量	4立方メートル
II系沈砂	電動カットゲート式貯留ホッパ	容量	4立方メートル
II系しさ	電動カットゲート式貯留ホッパ	容量	6立方メートル
II系スカム	電動カットゲート式貯留ホッパ	容量	4立方メートル

イ 熊野中継ポンプ場

しさを積込みコンテナ 容量0.25立方メートル又は

(4) 搬出量は、センター内の計量器で計量した数量とする。また、受注者は、沈砂・しさの積込み終了後に発注者係員等から計量票を受け取るものとする。ただし、点検等により計量できない場合は、別途協議する。

(5) 中間処理後の沈砂・しさ焼却灰は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づき、適正に処理するものとする。

6 業務実施にあたっての留意事項

- (1) 沈砂・しさのセンターからの搬出は、1週当たり3回程度とし、原則として発注者の通常勤務時間（8時30分から17時00分）内に行うものとする。ただし、緊急時は除く。
- (2) 受注者は、沈砂・しさの積込み終了後、貯留ホッパ等の周辺床面等の清掃を行うものとする。
- (3) 受注者は、沈砂・しさの運搬中に積載物が落下又は飛散しないよう、適切な処置を講ずるものとする。
- (4) 運搬にあたっては道路交通法を遵守するほか、運搬車両について、あらかじめ発注者の承諾を得たものを使用するものとする。

7 提出書類

- (1) 受注者は契約締結後速やかに、「廃棄物処理計画書」に次の書類を添付して提出し、発注者の確認を受けるものとする。
なお、許可証等の写しの提出にあたっては、原本を提示し確認を受けるものとする。ただし、その許可証等の写しに法人の代表者印の押印がある場合は原本との確認があったものとみなす。また、提出書類に変更が生じた場合も同様とする。
 - ア 業務責任者等指名届
 - イ 業務担当者名簿（運搬に従事する者は運転免許証の写しを添付する。）
 - ウ 本業務に使用する車両の車検証の写し及び任意保険証の写し並びに使用車両届出書の写し
 - エ 産業廃棄物収集運搬業許可証の写し
 - オ 産業廃棄物処分業許可証の写し
 - カ 中間処理施設及び同付属設備の仕様、能力等を記載した書類（設置許可証の写しを含む。）
 - キ 中間処理後の処分先を記載した書類（最終処分受入れ承諾書等の写しを含む。）
 - ク 廃棄物の運搬経路図（最終処分先まで）
 - ケ 緊急連絡先通知書（所轄する地方自治体、警察署及び道路管理者等の連絡先を記載）
 - コ 本業務を行うに当たり地方自治体に届出が必要となる場合はその写し

8 報告書類

- (1) 受注者は、各月の委託業務実施報告書として、次に掲げるものを提出する。
 - ア 業務報告書（毎月）
 - イ 業務完了報告書（完了時）
 - ウ 月間集計表
 - エ 業務写真帳
 - (ア) 業務写真帳はA4判のアルバム製本とし、写真の大きさはサービス判程度とする。
 - (イ) 撮影内容、撮影回数は、以下のとおりとする。（自動車登録番号が分かるように撮影する。）
 - a センターでの積込状況、運搬車両の外観（毎月1回以上）
 - b 中間処理施設への搬入状況（搬入毎）
- (2) 受注者は、次に示す書類を月毎に提出するものとする。
 - ア 沈砂・しさの中間処理状況及び処理後の搬出状況を撮影した写真帳
 - イ 写真帳はA4判のアルバム製本とし、写真の大きさはサービス判程度とする。
 - ウ 撮影内容は以下のとおりとし、撮影回数は毎月1回以上とする。
 - (ア) 中間処理施設への投入・作業状況
 - (イ) 中間処理施設の全体写真
 - (ウ) 中間処理後の焼却灰の搬出車両への積み込み・搬出状況

(3) 行政処分等に係る報告

受注者は、本業務の遂行にあたり、各関係法令の所轄官庁から法令等に基づき改善命令等行政処分や改善勧告等行政指導を受けた場合、その内容を直ちに発注者に対し口頭で行うと共に書面により報告するものとする。

9 履行状況確認

発注者は、本業務の履行状況を確認するため、受注者の施設を適宜、立入調査できるものとする。

10 費用の負担等

本業務を実施するに当たり受注者がセンター内で使用する電気、水道は、施設のものを使用することができる。ただし、使用に際しては、極力、節減に努めるものとする。

11 その他

- (1) 沈砂・しさの排出経路に当たる近隣住宅団地では、午前7時30分から同8時30分までの間、大型車両の通行は禁止されている。
- (2) 本仕様書において疑義が生じた場合、また定めのない事項については、発注者と受注者が協議してこれを定めるものとする。

12 契約における特約事項

この契約は、令和7年度収入支出予算が成立したときをもって効力を生じるものとする。
また、令和8年度以降の当該契約に係る収入支出予算の減額又は削除があった場合は、公社はこの契約を解除することができるものとする。

一 般 事 項

- 1 適 用
この仕様書は公益財団法人広島県下水道公社の発注する委託業務に適用する。
- 2 遵守事項
本業務に関する法令，条例，規則等を遵守すること。
- 3 現場作業時の注意事項
 - (1) 施設の運転に支障のないよう，発注者と十分に協議した上で実施すること。
 - (2) 作業日及び作業時間は，原則として平日8:30～17:00とする。ただし，作業の都合等でこれ以外の日時に就業が必要な場合は，事前に発注者と協議し承諾を得て就業すること。
 - (3) 施設及び機器等を損傷させないように，十分注意を払うこと。もし損傷させた場合は，必ず発注者に報告するとともに，その指示に従い受注者の負担により速やかに原形復旧すること。
 - (4) 作業中に発生した事故については，事故の原因が発注者の責に帰すべき場合を除き，受注者が責任を負うものとする。
- 4 疑義について
疑義が生じた場合，または定めのない事項については，発注者と受注者が協議してこれを定めるものとする。
- 5 安全管理
受注者は，業務の実施にあたっては常に細心の注意を払い，労働安全衛生法を遵守して作業員の安全を図ること。
- 6 提出書類
仕様書記載のとおり
- 7 その他
作業中に発生した塵芥等は受注者の責任において処理するものとし，作業箇所周辺は常に整理整頓すること。
- 8 契約における特約事項
この契約は、当該契約に係る令和 7年度収入支出予算が成立したときをもって効力を生じるものとする。
また、令和 8年度以降の当該契約に係る収入支出予算の減額又は削除があった場合は、発注者はこの契約を解除することができるものとする。

月間集計表

業務名 太田川流域下水道東部浄化センター外1か所沈砂・しよ搬出処理業務

受注者 _____

【東部浄化センター】

令和 年 月分

日付	搬出量	検印	日付	搬出量	検印
1			16		
2			17		
3			18		
4			19		
5			20		
6			21		
7			22		
8			23		
9			24		
10			25		
11			26		
12			27		
13			28		
14			29		
15			30		
			31		
小計			小計		
			合計		

月間集計表

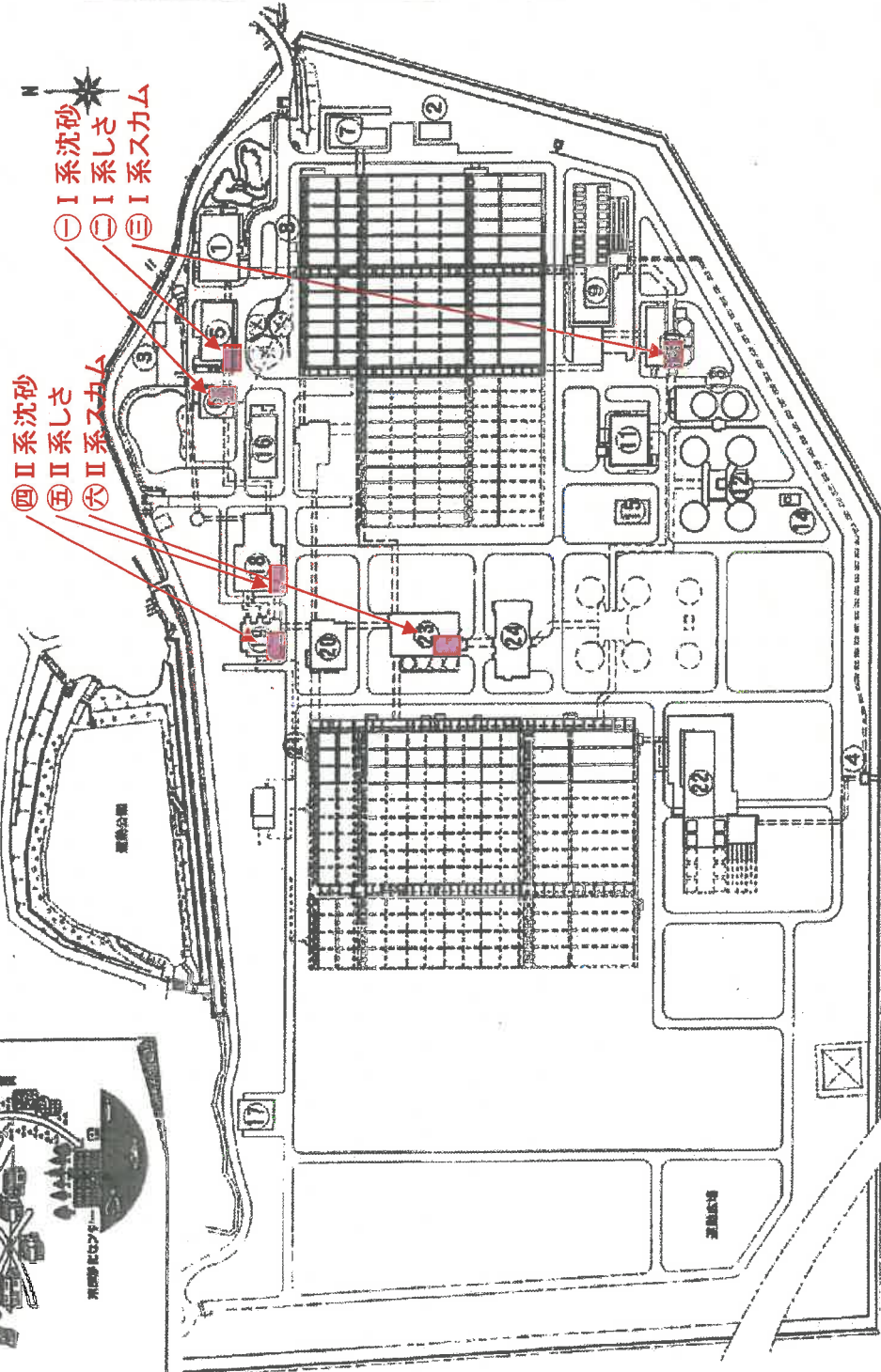
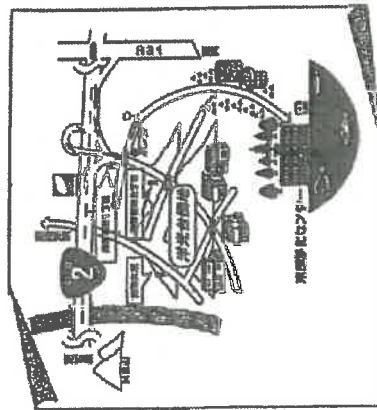
業務名 太田川流域下水道東部浄化センター外1か所沈砂・しよ搬出処理業務

受注者 _____

【熊野中継ポンプ場】

令和 年 月分

日付	搬出量	検印	日付	搬出量	検印
1			16		
2			17		
3			18		
4			19		
5			20		
6			21		
7			22		
8			23		
9			24		
10			25		
11			26		
12			27		
13			28		
14			29		
15			30		
			31		
小計			小計		
			合計		



番号	名称
1	管理本館
2	倉庫棟
3	車庫棟
4	放流口
5	系ポンプ棟
6	I系17レーン沈砂池棟
7	I系送風機棟
8	I系水処理施設 (1~12池)
9	I系処理水再利用棟 (急速砂ろ過池)
10	I系汚泥調製機棟
11	I系汚泥処理棟
12	I系汚泥焼交換機棟
13	I系消化ガスタンク
14	I系余剰ガス燃焼設備
15	I系消化ガス発電設備
16	I系自家発電機棟
17	特高変電設備
18	II系ポンプ棟
19	II系17レーン沈砂池棟
20	II系送風機棟
21	II系水処理施設 (23-24池)
22	II系急速ろ過池棟 (急速砂ろ過池)
23	II系汚泥調製機棟
24	II系汚泥処理棟

■ : 搬出か所①~⑥

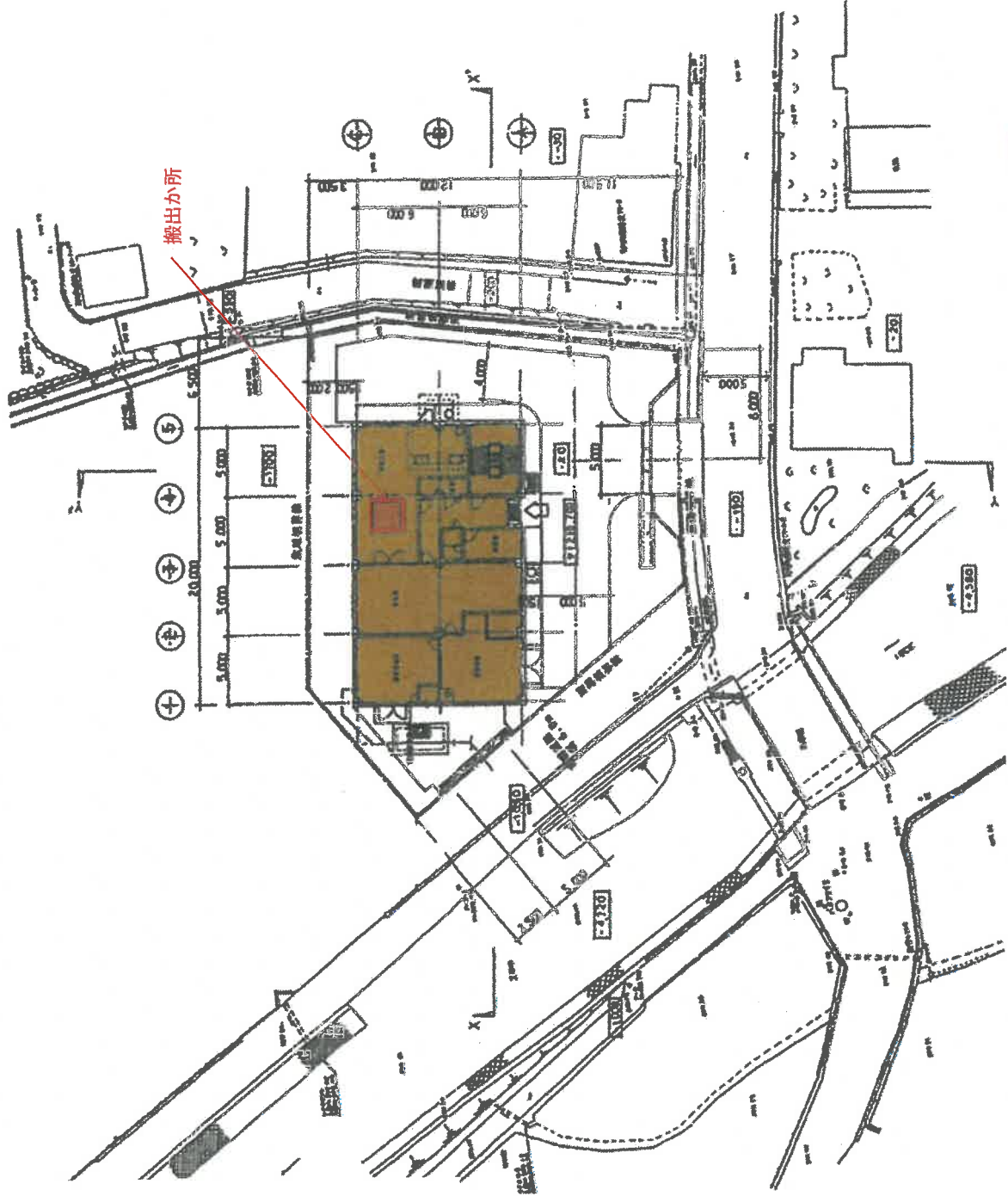
搬出口寸法
 高さ: 2.5m
 幅: 2.5m
 長さ: 6.5m
 ホッパー容量4m³(II系しさは6m³)

(公財) 広島県下水道公社
 東部浄化センター

縮尺	FREE	種別	東部浄化センター 全体配置図	業務場所	広島市南区内洋神町1番1号	業務名	太田川流域下水道東部浄化センター 外1ヶ所沈砂・しさ搬出処理業務	図面番号	1/2
----	------	----	-------------------	------	---------------	-----	-------------------------------------	------	-----



熊野中継ポンプ場付近見取り図



撤出か所

熊野中継ポンプ場 平面図

処理単価 1 t当たり (東部) 1 t当たり (熊野)	円 円	消費税相当額 1 t当たり (東部) 1 t当たり (熊野)	円 円	処理単価(税込) 1 t当たり (東部) 1 t当たり (熊野)	円 円
処理価格 (1年間) 金	円	消費税等計 (1年間) 金	円	処理費 (1年間) 金	円

業務名 太田川流域下水道東部浄化センター
外1か所沈砂・しき搬出処理業務

(甲) 内 訳

工 種 ・ 名 称	種 別	形 状 ・ 寸 法	単 位	数 量	単 価	金 額	摘 要
(1) 沈砂しき処理費	東部浄化センター		t	1.00	円		第1号明細書
産業廃棄物埋立税	同上		"	0.20			
処理単価	同上		"	1.00			
消費税相当額	同上		式	1.00			
処理単価(税込)	同上		t	1.00			
(2) 沈砂しき処理費	熊野中継ポンプ場		t	1.00			第2号明細書
産業廃棄物埋立税	同上		"	0.20			
処理単価	同上		"	1.00			
消費税相当額	同上		式	1.00			
処理単価(税込)	同上		t	1.00			

